宮城県成年後見制度に関する取組方針（案）

参考資料３

１　目的

県は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できることを目指し、市町村の成年後見制度利用促進に係る体制整備を支援するとともに成年後見制度に関する担い手確保に取り組むことで権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進する。

２　宮城県における協議会

県は、成年後見制度の利用促進に当たり、家庭裁判所や専門職団体は広域で設置されていることを踏まえ、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所や専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため「宮城県成年後見制度利用促進協議会」を設置する。

３　市町村の体制整備支援に関する主な取組内容

（１）継続的な研修の実施

市町村職員や地域連携ネットワーク関係者を対象とした成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する。

（２）市町村の実態把握等

宮城県成年後見制度利用促進協議会等を通じて、県の取組内容に関する振り返りを行うとともに、市町村の体制整備の状況や課題、制度の利用ニーズの実態把握を行う。

（３）市町村への情報提供や相談対応

上記３（２）で把握した情報や全国の取組事例等を市町村と共有する。また、市町村からの相談を受け付けるとともに、専門的な相談内容に対応するため、市町村へ司法職等を派遣する事業を実施する。

（４）市町村の課題に応じた支援や調整の実施

市町村ごとに、中核機関の設置状況や抱える課題が異なることから、市町村に対する具体的な支援及び調整に当たっては、課題に応じた対応を行う。また、市町村間や、県と市町村等との意見交換、交流を進める機会づくりなど、広域での連携も見据えた場を設ける。

（５）成年後見制度利用支援事業の推進

市町村による利用支援事業の適切な実施に向けた要件見直しの参考となるよう、県内市町村の要件等の情報を集約し共有するなどの支援を実施する。

4　担い手の確保・育成に係る取組

（1）市民後見人

①　育成・支援実施状況による段階の設定

各市町村における市民後見人の育成・支援の実施状況に応じた取組が求められることから、次のとおり段階を設定する。

段階	状況
フェーズ１	市民後見人の育成・支援が行われていない。
フェーズ２	市民後見人の育成・支援は行われているが受任実績はない。
フェーズ３	市民後見人の育成・支援が行われており、受任実績がある。

②　取組内容

県は、市町村が取り組む市民後見人の育成・支援を推進するため、市民後見人養成研修やフォローアップ研修を広域的に実施する。さらに、以下のとおり段階ごとに市町村と協働する。

【フェーズ１】
・県は、市町村と協働して、一般県民への制度普及や養成研修の周知を行う。

【フェーズ２】
・県は、市町村と協働して、受任促進に向けた市民後見人の活躍支援を行う。

【フェーズ３】
・県は、候補者の推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村への支援を実施する。
・県は、市町村と協働して、選任後の市民後見人の情報交換の場を広域で設ける。

（2）法人後見

法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、取組の推進が必要である。県では、法人後見養成研修等や活躍支援の実施に向けて、市町村と協働して検討を行う。